

## 中津川市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報からの除外申請に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき中津川市（以下「本市」という。）が防衛大臣に対し提出する自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集対象者情報からの除外に係る申請（以下「除外申請」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集対象者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有する市民（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者であって、本市が支援措置を講じているものを除く。）のうち、提供する年度に18歳又は21歳に到達する者をいう。
- (2) 募集対象者情報 募集対象者の氏名、生年月日、性別及び住所の情報をいう。
- (3) 除外申請 本市が防衛大臣に対して提供する募集対象者情報からの除外を求める申請をいう。

(除外対象者)

第3条 除外申請の対象となる者（以下「除外対象者」という。）は、本市が防衛大臣に対して募集対象者情報を提供する年度において、当該募集対象者に該当する者とする。

(除外申請)

第4条 除外申請を行おうとする者（以下「除外申請者」という。）は、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報除外申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、次の各号のいずれかの書類又はその写しを提出又は提示させることにより、当該除外申請者の本人確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

3 第1項の規定による除外申請を除外対象者の代理人（以下「代理人」という。）が行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 法定代理人 次に掲げる書類
  - ア 除外対象者に係る前項各号のいずれかの書類
  - イ 法定代理人に係る前項各号のいずれかの書類
  - ウ 戸籍謄本その他の法定代理人であることを確認できる書類
- (2) 法定代理人以外の代理人 次に掲げる書類
  - ア 除外対象者に係る前項各号のいずれかの書類
  - イ 法定代理人以外の代理人に係る前項各号のいずれかの書類
  - ウ 委任状（様式第2号）

4 除外申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項の規定による申請を行うときは、書面に代えて、当該申請書に掲げる情報及び第2項及び第3項に掲げる書類の写しを電磁的記録により市長に提出することができる。

（除外決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による除外申請があったときは、速やかにその内容を審査し、募集対象者情報からの除外を決定したときは、当該除外申請に係る本人（以下「除外登録者」という。）を自衛官等募集事務に係る募集対象者情報除外登録者名簿（様式第3号）（以下「除外登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報除外決定通知書（様式第4号）により、当該除外申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、募集対象者情報から当該除外登録者に係る情報を削除するものとする。

4 前項の規定による除外登録者に係る情報の削除は、前条第1項の規定による除外申請の受付を行った日以後、市長が防衛大臣に最初に提供する募集対象者情報について適用する。

(除外登録者からの消除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、除外登録者を除外登録者名簿から消除するものとする。

- (1) 募集対象者情報を提供する年度が終了したとき。
- (2) 除外登録者が本市から転出したとき(転入確定通知がない場合にあっては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなす。)
- (3) 除外登録者が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除外登録者の住所が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他市長が除外登録者を除外登録者名簿から消除する必要があると認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、除外申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。